

業務契約書

支出負担行為担当官 中部森林管理局長 佐伯 知広（以下「甲」という。）と〇〇（以下「乙」という。）とは、国有林林道等交通安全管理業務（以下「業務」という。）について、次の条項により契約を締結する。

（実施する業務）

第1条 甲は、次の業務の実施を乙と契約し、乙は、その成果を甲に報告するものとする。

（1）業務名

国有林林道等交通安全管理業務

（2）業務の内容等

国有林林道等交通安全管理業務仕様書（以下「仕様書」という）及び、国有林林道等交通安全管理業務内訳書（以下「内訳書」という）のとおり。

（3）履行期限

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

（業務の遂行）

第2条 乙は、契約した業務を仕様書及び内訳書に記載された内容に従って実施しなければならない。当該内容を変更したときも同様とする。

（契約金額）

第3条 甲は、業務に要する費用として、金 〇〇 円（うち消費税及び地方消費税額 金 〇〇円）を支払うものとする。契約した金額を内訳書に記載された以外に使用してはならない。

2 当該内容を変更するときは、第11条の定めによる。

（契約保証金）

第4条 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第100条の3第3号の規定により免除する。

（再委託の制限）

第5条 乙は、この業務達成のため、業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせること（以下「再委託」という。）を必要とするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

2 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名又は名称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

3 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、甲の承認を得なければならない。

4 再委託する業務が業務を行う上で発生する事務的業務であって、再委託する金額が第3

条に規定する金額の 50 パーセント以内であり、かつ、100 万円以下である場合には、軽微な再委託として前各号の規定は適用しない。

(完了報告)

第 6 条 乙は、業務が終了したとき（事業を中止し、又は廃止した時を含む。）は、業務の成果を記載した完了報告書及び関係付属書類を、甲に提出するものとする。

(検査)

第 7 条 甲は、前条に規定する報告書の提出を受けた時は、遅滞なく、当該業務が契約の内容に適合するものであるかどうかを関係書類又は実地により検査を行うものとする。

第 8 条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務が契約の内容に適合すると認めたときは、乙に対して通知するものとする。

(契約金額の支払)

第 9 条 甲は、前条の規定により、乙からの適法な請求書を受理した日から 30 日以内にその支払を行うものとする。

2 甲は、乙の請求により、必要があると認められる金額については、前項の規定にかかわらず、部分払をすることができるものとする。

3 乙は、前項の部分払を請求するときは、部分払請求書を甲に提出するものとする。

(遅延利息)

第 10 条 乙は、甲が自己の責に帰すべき事由により第 9 条第 1 項に定める期間内に契約金額の支払いをしなかった場合は、支払いの日までの日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を甲に請求することができる。

2 前項により、計算した遅延利息金額の 100 円未満の端数は切り捨てるものとする。

(業務の中止等)

第 11 条 乙は、天災地変その他やむを得ない事由により、業務の遂行が困難となったときは、業務中止（廃止）申請書を甲に提出し、甲乙協議の上、契約を解除し、又は契約の一部変更を行うものとする。

2 前項の規定により契約を解除するときは、前 3 条の規定に準じ精算するものとする。

(計画変更の承認)

第 12 条 乙は、前条に規定する場合を除き、内訳書に記載された業務の内容を変更しようとするときは、業務計画変更承認申請書を甲に提出し、その承認を受けなければならない。

ただし、路線数及び延長のそれぞれ 2 割以内の増減変更については、この限りでない。

2 甲は、前項の承認をするときは、条件を附することができる。

(契約の解除等)

第 13 条 甲は、乙がこの契約に違反した場合は、契約を解除し、又は変更し、及び既に支払った金額の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。

(談合等の不正行為に係る解除)

第 14 条 発注者は、この契約に関し、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- 1 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第 7 条の 4 第 7 項若しくは第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- 2 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人であつては、その役員又は使用人を含む。）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。

(2) 受注者は、この契約に関して、受注者又は受注者の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

第 15 条 受注者は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、発注者が前条により契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約予定総金額の 100 分の 10 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条又は第 8 条の 2（同法第 8 条第 1 項第 1 号又は第 2 号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同法第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 公正取引委員会が、受注者又は受注者の代理人に対して独占禁止法第 7 条の 4 第 7 項又は第 7 条の 7 第 3 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）に係る刑法第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 受注者は、前項第 4 号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、前項の契約予定総額の 100 分の 10 に相当する額のほか、契約予定総金額の 100 分の 5 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の3第1項の規定の適用があるとき。
 - (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、受注者又は受注者の代理人（受注者又は受注者の代理人が法人にあつては、その役員又は使用人を含む。）が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。
 - (3) 受注者が発注者に対し、独占禁止法に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 受注者は、契約の履行を理由として、前二項の違約金を免れることができない。
 - 4 第1項及び第2項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金)

第16条 甲は、前条の規定により契約を解除するときは、乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。

(委託業務の調査)

第17条 甲は、必要に応じ、乙に対し、事業の実施状況、経費の使途その他必要な事項について所要の調査報告を求め、又は実地に調査することが出来るものとし、乙はこれに応じなければならないものとする。

(帳簿等)

第18条 乙は、前項の帳簿及びその支出の内容を証する証拠書類を、業務終了の年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

(秘密の保持等)

第19条 乙は、この委託業務に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず第三者に漏らしてはならない。

(疑義の解決)

第20条 この契約書に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議の上、定めるものとする。

(特約事項)

第21条 別紙のとおり

上記契約の証として本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年4月1日

(甲) 長野県長野市大字栗田 715-5
支出負担行為担当官
中部森林管理局長 佐伯 知広

(乙) ○○
○○
○○

印

(別紙)

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(受注者をいう。以下同じ。)が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 2 乙は、前2条各号の一に該当する行為を行った者(以下「解除対象者」という。)を再請負人等(再請負人(再請負が数次にわたるときは、全ての再請負人を含む。))、受任者(再委任以降の全ての受任者を含む。)及び再請負人若しくは受任者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。)としないことを確約する。(再請負契約等に関する契約解除)

(再請負契約等に関する契約解除)

第4条 乙は、契約後に再請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該再請負人等との契約を解除し、又は再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が再請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは再請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該再請負人等との契約を解除せず、若しくは再請負人等に対し当該解除対象者（再請負人等）との契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第5条 甲は、第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第1条、第2条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第6条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

別紙1

国有林林道等交通安全管理業務仕様書

1 一般事項

本業務は、中部森林管理局管内一円の国有林林道等（1,073 路線・3,813km）を対象に実施し、安全指導、のぼり旗の設置、林道交通事故の調査・分析等を実施する。

なお、本業務は、「国有林林道等交通安全管理業務内訳書」（以下「内訳書」という。）及び本仕様書に基づき実施するものとし、内訳書及び本仕様書に該当する事項について中部森林管理局、愛知森林管理事務所及び各森林管理（支）署（以下「森林管理署等」という。）と各々十分打ち合わせを行うものとする。

2 安全指導

(1) 安全の呼びかけ

ア 宣伝カーによる呼びかけ等は呼びかけ路線一覧に基づき行うものとする。

イ 宣伝カーによる交通安全の呼びかけは、林道利用者への交通事故防止のための注意事項等を呼びかけるものとする。

ウ 宣伝カーには林道交通安全への注意を喚起する標語等を掲示して、宣伝効果を高めるものとする。

エ この呼びかけは、交通量の多い時期に行うものとする。

オ 林道利用者に対しては、直接注意を喚起するものとする。

カ 呼びかけの実施に際しては、当該林道管理者等と呼びかけ内容等について十分な打合せを行い、円滑に実施するものとする。

キ 林道等通行量調査野帳（仕様書様式3）により、交通量調査を行うものとする。

3 安全チラシの配布

安全チラシの内容は、協議のうえ作成し、イラストや図表等を使用して視覚的に分かり易くしたもので、中部森林管理局の名称を記したものを作成する。

安全チラシは 1,500 部作成し、交通安全の呼びかけ等の際に林道通行者に配布するほか、地域の関係諸団体等へ配布するものとする。

4 林道交通のぼり旗の設置及び撤去

のぼり旗は、協議のうえ作成するものとし、縦 180cm、横 45cm、林道交通安全への注意を喚起するものを 100 本作成し、設置するものとする。

設置箇所については人目につきやすい通行量が多い場所及び国有林内の林道ゲート設置箇所等とし、当該森林管理署等と打ち合わせて行うこととする。

撤去については、昨年度以前設置の内、破損等についておよそ 100 本撤去することとする。

5 林道交通安全推進（研修会等）会議の開催

国有林林道等を使用する頻度が多い者、市町村及び地域の関係団体、森林管理署等に対し林道交通安全推進（研修会等）会議を木曾森林管理署管内・岐阜森林管理署管内で開催し、林道の交通安全及び林道の構造等に対する相互の理解と強調を深め、諸対策の推進について行うものとする。

また、併せて交通安全に対する講話等を実施するものとする。

6 林道における交通事故の調査・分析等

（1）林道交通事故の調査・分析

対象路線で発生した林道交通事故について、事故の内容、件数及び死傷者数、形態別・原因別内訳等を調査・分析し、今後の対処方針を取りまとめ任意様式により報告するものとする。

（2）林道交通安全に係るセーフティーネットの整備

森林管理局が管理する林道等の全路線を対象に、当該路線の管理者の瑕疵責任に帰する交通事故が発生した場合のセーフティーネットとして、林道損害賠償保険（別添1）へ加入するとともに、当該する事故が発生した場合の保険事務処理を行う。

保険は契約時に加入会社名と加入内容を提示することとし、加入後は速やかに保険加入証書等の関係書類の写しを提出するものとする。

7 調査報告書等

調査が終了した時は、業務契約第6条に基づき次により報告書を提出するものとする。

（1）業務実施結果報告書（仕様書様式1）

報告書には、野帳・写真帳を含め、各署1部、局1部作成する。

なお、報告書、写真は電子データにて作成すること。（写真はGPSデータ付）

（2）業務日誌（仕様書様式2）、林道等通行量調査野帳（仕様書様式3）

業務実施結果報告書

令和 年 月 日

森林管理(支)署長 殿

(住所)
(商号又は名称)
(代表者氏名)

業務名：

上記業務に係る貴署管内の業務について、下記のとおり実施しましたので報告します。

記

1 実施期間 令和 年 月 日～令和 年 月 日

2 実施内容

別添資料のとおり。

※その他必要事項及び特記事項を記載のこと。

	実施結果確認欄
確認月日	
確認者	
特筆事項	

※①実施結果確認は林道担当者（総括森林整備官もしくは（主任）森林整備官（土木担当）等）が行う

※②実施結果確認は各署に実施結果報告に行った際に行うこと。

※③署への提出は1部とし、確認を受けた表紙のみの写しは、局報告書に添付すること。

(別添1)

林道等の全路線・延長を対象とした賠償責任保険内容

内容	てん補限度額	対象
	千円	対象路線・延長は別紙のとおり
○対人賠償		
・てん補限度額		
1名	50,000	
1事故又は1請求	500,000	
・免責金額	10	
○対物賠償		
・てん補限度額		
1事故又は1請求	15,000	
・免責金額	10	

署名	安全指導等路線名	
	路線数	延長
北信	4	11,585
中信	3	48,154
東信	6	26,903
南信	2	24,423
木曾	8	47,001
南木曾	7	34,727
小計	30	192,793
富山		
飛騨	2	7,579
岐阜	6	54,446
東濃	4	26,601
愛知	3	15,219
小計	15	103,845
合計	45	296,638

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
北信		北志賀(併用区間)	6,515	7～10月
		飯綱(併用区間)	570	7～10月
		上楠川東(併用区間)	2,380	7～8月
		富士見(併用区間)	2,120	7～8月
		4	11,585	

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
中信		横川(併用区間)	19,448	5～7月
		乳川馬糞尾(乳川)(併用区間)	6,920	5～7月
		北沢(併用区間)	21,786	5～7月
		3	48,154	

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
東信		白岩三川(三川)(併用区間)	3,375	7～10月
		湯ノ丸高峰(併用区間)	7,215	7～10月
		長倉山(併用区間)	4,100	7～10月
		1000米(併用区間)軽井沢町分	3,578	7～10月
		1000米(併用区間)御代田町分	4,001	9～10月
		1000米(併用区間)小諸市分	4,634	6～10月
		6	26,903	

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
南信		金沢(併用区間)	8,845	7～10月
		遠山(併用区間)	15,578	5～10月
		2	24,423	

安全指導等路線

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
木曾		末川西野(末川)(併用区間)	7,485	9～10月
		黒石(併用区間)	1,036	10～11月
		赤沢(小川入)(併用区間)	5,074	7～8月
		台ヶ峰(併用区間)	2,380	7～8月
		藪原(併用区間)	8,940	7～8月
		白川付知(併用区間)	6,960	7～8月
		王滝三浦(併用区間)	8,211	9～10月
		御岳御殿野(併用区間)	6,915	7～8月
			8	47,001

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
南木曾		柿其樽ヶ沢(柿其)(併用区間)	4,374	6～10月
		南木曾(併用区間)	7,561	6～10月
		額付本谷(併用区間)	3,005	6～10月
		伊奈川(併用区間)	4,112	6～10月
		殿灰沢(殿)(併用区間)	6,337	6～10月
		阿寺タツガヒゲ(阿寺)(併用区間)	6,164	5～11月
		夕森田立(田立)(併用区間)	3,174	6～10月
		7	34,727	

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
飛騨		六蔵赤谷(併用区間)	5,923	7～8月
		傘谷(併用区間)	1,656	8～10月
		2	7,579	

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
岐阜		落合榎谷(併用区間)	15,489	5～10月
		若榎榎谷(下)(併用区間)	4,332	5～10月
		赤沼田上田俣(下)(併用区間)	2,970	5～10月
		小坂下呂(併用区間)	14,554	5～10月
		松尾小黒川(松尾)	2,465	5～10月
		菅田大柿(併用区間)	14,636	5～10月
		6	54,446	

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
東濃		白川付知(併用区間)	15,711	8～11月
		阿木恵那(併用区間)	4,326	8月
		夕森田立(丸野)(併用区間)	5,004	9～11月
		川上(併用区間)	1,560	9～11月
		4	26,601	

署名	図面 No.	路線名	延長	入り込みピーク時期
愛知		駒ヶ原宇連(併用区間)	11,586	5～12月
		八曾(併用区間)	1,343	5～12月
		定光寺(併用区間)	2,290	5～12月
		3	15,219	

令和7年度

国有林林道等交通安全管理業務積算公表資料

国有林林道等交通安全管理業務内訳書

区分	工種	種別	数量	単位	摘要	備考
直接人件費	一般事項	各署等打合等	20	回	着手打合せ及び報告打合せ。(着手時はWebにて、報告は各森林管理署等)	単-1
		報告書作成	1	式	各署2部作成(局一括とし、署は各署単位で作成)	単-2
	安全指導等	安全指導呼びかけ	1	式	別途内訳表による	単-4
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗の設置	100	本		単-6
	のぼり旗撤去	林道交通のぼり旗の撤去	100	本		単-6
	林道安全推進会議	林道安全推進(研修会等)会議	1	式	別途内訳表による	単-7
	計				千円未満切り捨て	
直接経費・旅費	一般事項	各署等打合等	20	回	着手打合せ及び報告打合せ。(各森林管理署等)	単-1
	安全指導	安全指導呼びかけ	1	式	別途内訳表による	単-4
	林道安全推進会議	林道安全推進(研修会等)会議	1	式	別途内訳表による	単-7
	計				千円未満切り捨て	
直接経費・資材等	一般事項	報告書作成経費	1	式	2部作成。材料費は報告書作成直接人件費5%	単-2
		各署等打合運転経費等	20	回	車両燃料費等	単-1
	安全指導	安全指導呼びかけ資材類	1	式	スピーカー等機械経費は安全指導呼びかけ直接人件費の1.5%	単-4
		安全指導呼びかけ運転経費等	1	式	車両燃料費等	単-4
	安全チラシ	安全チラシ作成・配布	1	式	1,500枚作成経費。配布表は別添資料による。(配布経費は諸経費に含む)	単-9
	のぼり旗設置	林道交通のぼり旗	100	本		単-6
	林道安全推進会議	林道安全推進(研修会等)会議会場費等	1	式	会場借上げ等経費	単-7
		林道安全推進(研修会等)会議運転経費等	1	式		単-7
損害保険業務	保険掛金(セーフティネット)	3,813	km	実績聞き取りによる		
計				千円未満切り捨て		
業務原価						
経費	一般管理費等	一般管理費等	1	式	森林整備保全事業の調査・測量・設計等を外注する場合の取り扱い要領による	
		計			千円未満切り捨て	諸経費の率 53.85%
業務価格						= (業務原価) * 0.35 / (1 - 0.35)
消費税	消費税相当額	消費税相当額	10	%		
		計				
合計						

単価 No.1

一般的事項

①各署との打合せは、業務着手時と業務終了後報告の2回とし、着手時はWebによる打合せ・終了後報告は対面とする。

地区名	工程	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
											宿泊費	宿泊手当
北信地区	中部森林管理局→北信署 北信署→中部森林管理局	68				0.5	0	主任指導員	0.5			
								指導員	0.5			
	計	68				0.5	0	計				
東信地区	中部森林管理局→東信署 東信署→中部森林管理局	150				0.5	0	主任指導員	0.5			
								指導員	0.5			
	計	150				0.5	0	計				
中信地区	中部森林管理局→中信署 中信署→中部森林管理局	131				0.5	0	主任指導員	0.5			
								指導員	0.5			
	計	131				0.5	0	計				
南信地区	中部森林管理局→南信署 南信署→中部森林管理局	234				0.7	0	主任指導員	0.7			
								指導員	0.7			
	計	234				0.7	0	計				
木曾地区	中部森林管理局→木曾署 木曾署→中部森林管理局	266				0.8	0	主任指導員	0.8			
								指導員	0.8			
	計	266				0.8	0	計				
南木曾地区	中部森林管理局→南木曾支署 南木曾支署→中部森林管理局	318				1.0	0	主任指導員	1.0			
								指導員	1.0			
	計	318				1.0	0	計				
飛騨地区	中部森林管理局→飛騨署 飛騨署→中部森林管理局	294				1.0	0	主任指導員	1.0			
								指導員	1.0			
	計	294				1.0	0	計				
岐阜地区	中部森林管理局→岐阜署 岐阜署→中部森林管理局	338				1.1	0	主任指導員	1.1			
								指導員	1.1			
	計	338				1.1	0	計				
東濃地区	中部森林管理局→東濃署 東濃署→中部森林管理局	440				1.1	0	主任指導員	1.1			
								指導員	1.1			
	計	440				1.1	0	計				
愛知地区	中部森林管理局→愛知所 愛知所→中部森林管理局	518				1.4	1	主任指導員	1.4			
								指導員	1.4			
	計	518				1.4	1	計				

人件費	1回あたり	宿泊	日当	旅費	計	1回あたり

ライトバン経費	高速料金	合計	1回あたり

単価 No.2

報告書作成

- ①報告書作成は局単位×2日。
- ②報告書作成統括は主任指導員で5日を見込む。

区分	摘要(人工数)	人件費
主任指導員	5	
指導員	2	
計		

報告書作成経費は、人件費の5%		
-----------------	--	--

単価 No.4

安全呼びかけ

区分	人件費	旅費		計	運転経費等	合計
	人件費	宿泊	日当			
北信署						
中信署						
東信署						
南信署						
木曾署						
南木曾支署						
富山署						
飛騨署						
岐阜署						
東濃署						
計						

資材料
人件費の1.5%

旅費

単価 No.4-1

安全呼びかけ

- ①安全指導呼びかけ距離算定の拠点は中部森林管理局とする。(拠点から地区を巡回し拠点に戻る)
- ②呼びかけ総日数が複数週に及ぶか休日等で拠点に戻る経費は諸経費に含まれる。
- ③各署管内の呼びかけルートは局及び署と打ち合わせること。
- ④地区全体で呼びかけ距離が打合せの段階で2割を超える増減があった場合は設計変更の対象とする。

	距離 (km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	拠点～林道 内外移動 (200km/日 当たり)	日数	宿泊	区分	摘要	人件費	旅費	
										人件費	宿泊費	宿泊手当
北信署	174				0.9	0.9	0	指導員	0.9			
								技術員	0.9			
小計	174				0.9	0.9	0					
東信署	309				1.5	1.5	1	指導員	1.5			
								技術員	1.5			
小計	309				1.5	1.5	1					
中信署	325				1.6	1.6	1	指導員	1.6			
								技術員	1.6			
小計	325				1.6	1.6	1					
南信署	364				1.8	1.8	1	指導員	1.8			
								技術員	1.8			
小計	364				1.8	1.8	1					
木曾署	492				2.5	2.5	2	指導員	2.5			
								技術員	2.5			
小計	492				2.5	2.5	2					
南木曾支署	451				2.3	2.3	2	指導員	2.3			
								技術員	2.3			
小計	451				2.3	2.3	2					
飛騨署	362				1.8	1.8	1	指導員	1.8			
								技術員	1.8			
小計	362				1.8	1.8	1					
岐阜署	490				2.5	2.5	2	指導員	2.5			
								技術員	2.5			
小計	490				2.5	2.5	2					
東濃署	543				2.7	2.7	2	指導員	2.7			
								技術員	2.7			
小計	543				2.7	2.7	2					
愛知所	755				3.8	3.8	3	指導員	3.8			
								技術員	3.8			
小計	755				3.8	3.8	3					
計	4,265				21.4	21.4	15	計				

単価 No.6

のぼり旗設置

- ①各森林管理署等管内は必要量とする。具体的箇所は署と打合せを行う。
- ②のぼり旗の設置箇所は人目につきやすい通行量が多い場所及び国有林内の林道ゲート設置箇所等とする。
- ③のぼり旗の設置は安全呼びかけ時に行うこと。

必携 第3編林道 第2道路付属施設2-1-4による。(標識設置工)R7必携上巻P.1057
(10基当たり)

名称	単位	単柱式		計	1基当たり	1本当たり (1基/5)
		柱径φ60~140mm 柱高(根入長含む)2.5m~6.0m 柱重量70kg以下/本	建柱			
世話役	人	0.5	0.3	0.8	0.08	0.016
普通作業員	人	1.5	1.1	2.6	0.26	0.052

※重量及び柱計が5分の1以下であり、5分の1とする

のぼり

旗	450mm*1800mm
ポール	2段伸縮式3m
計	

のぼり旗設置

1本当たり

	人件費	人工	金額(円)
指導員		0.016	
技術員		0.052	
小計			
のぼり		1.00	
小計			
合計			

世話役:指導員(技師C)

普通作業員:助手(技術員)

のぼり旗撤去

1本当たり

	人件費	人工	金額(円)
指導員		0.008	
技術員		0.026	
小計			

※人工は設置の1/2とする

単価 No.7

林道安全推進(研修会等)会議

- ① 指定する地区において開催する。具体的日程及び場所等については局(事務所)と打合せを行う。
- ② 林道安全推進(研修会等)会議の会場準備等及び案内文書等の一連の事務を行う。

地区名	工程	距離(km)	ライトバン 経費	高速料金 (円)	合計	当日対応等		準備			当日対応等		合計		
						日数	宿泊	区分	歩掛	人件費	人件費	旅費		人件費	旅費
											宿泊費	宿泊手当			
木曽地区	長野市→木曽署 木曽署→長野市							主任指導員	0.2						
	上松町	266				1.1	1	指導員	0.0						
	計	266						技術員	0.5						
岐阜地区	長野市→岐阜署 岐阜署→長野市							主任指導員	0.2						
	下呂市	338				1.3	1	指導員	0.0						
	計	338						技術員	0.5						

推進会議

名称	金額	備考
会場使用料		
会議資料作成ほか		
計		

人件費	旅費	推進会議	燃料費等	合計

安全指導接続距離

単位:m(円)

管理署名	林道名等	安全指導・報告等			高速料金 (税抜き)
		拠点と署の接続距離	署と林道の接続距離	林道延長	
拠点:中部森林管理局					
北信署	中部森林管理局				
	北信署	33,900			
	北志賀(併用区間)		16,400	6,515	
	飯綱(併用区間)		0	570	
	上楠川東(併用区間)		37,500	2,380	
	富士見(併用区間)		40,100	2,120	
	北信署				
	中部森林管理局	33,900			
計	67,800	94,000	11,585	173,385	
東信署	中部森林管理局				
	東信署	74,700			
	白岩三川(三川)(併用区間)		34,600	3,375	
	湯ノ丸高峰(併用区間)		39,500	7,215	
	長倉山(併用区間)		35,400	4,100	
	1000米(併用区間)軽井沢町分		22,600	3,578	
	1000米(併用区間)御代田町分		0	4,001	
	1000米(併用区間)小諸市分		0	4,634	
東信署					
中部森林管理局	74,700				
計	149,400	132,100	26,903	308,403	
中信署	中部森林管理局				
	中信署	65,400			
	横川(併用区間)		92,900	19,448	
	乳川馬羅尾(乳川)(併用区間)		32,100	6,920	
	北沢(併用区間)		20,200	21,786	
	中信署				
中部森林管理局	65,400				
計	130,800	145,200	48,154	324,154	
南信署	中部森林管理局				
	南信署	117,000			
	金沢(併用区間)		43,900	8,845	
	遠山(併用区間)		60,700	15,578	
	南信署				
中部森林管理局	117,000				
計	234,000	104,600	24,423	363,023	
木曾署	中部森林管理局				
	木曾署	133,000			
	末川西野(末川)(併用区間)		26,100	7,485	
	黒石(併用区間)		15,400	1,036	
	赤沢(小川入)(併用区間)		8,800	5,074	
	台ヶ峰(併用区間)		4,800	2,380	
	藪原(併用区間)		30,500	8,940	
	白川付知(併用区間)		33,700	6,960	
	王滝三浦(併用区間)		33,700	8,211	
	御岳御厩野(併用区間)		25,600	6,915	
木曾署					
中部森林管理局	133,000				
計	266,000	178,600	47,001	491,601	

安全指導接続距離

単位:m(円)

管理署名	林道名等	安全指導・報告等			高速料金 (税抜き)
		拠点と署の接続距離	署と林道の接続距離	林道延長	
拠点:中部森林管理局					
南木曾支署	中部森林管理局				
	南木曾支署	159,000			
	柿其樽ヶ沢(柿其)(併用区間)		9,100	4,374	
	南木曾(併用区間)		13,500	7,561	
	額付本谷(併用区間)		12,500	3,005	
	伊奈川(併用区間)		21,700	4,112	
	殿灰沢(殿)(併用区間)		19,800	6,337	
	阿寺タツガヒゲ(阿寺)(併用区間)		9,100	6,164	
	夕森田立(田立)(併用区間)		11,600	3,174	
	南木曾支署				
中部森林管理局	159,000				
計	318,000	97,300	34,727	450,027	
飛騨署	中部森林管理局				
	飛騨署	147,000			
	六廐赤谷(併用区間)		33,900	5,923	
	傘谷(併用区間)		26,400	1,656	
	飛騨署				
中部森林管理局	147,000				
計	294,000	60,300	7,579	361,879	
岐阜署	中部森林管理局				
	岐阜署	169,000			
	落合榎谷(併用区間)		9,000	15,489	
	若柄榎谷(下)(併用区間)		11,700	4,332	
	赤沼田上田俣(下)(併用区間)		5,000	2,970	
	小坂下呂(併用区間)		11,000	14,554	
	松尾小黒川(松尾)		6,200	2,465	
	菅田大柿(併用区間)		53,700	14,636	
	岐阜署				
中部森林管理局	169,000				
計	338,000	96,600	54,446	489,046	
東濃署	中部森林管理局				
	東濃署	220,000			
	白川付知(併用区間)		8,800	15,711	
	阿木恵那(併用区間)		37,900	4,326	
	夕森田立(丸野)(併用区間)		14,400	5,004	
	川上(併用区間)		14,800	1,560	
	東濃署				
中部森林管理局	220,000				
計	440,000	75,900	26,601	542,501	
愛知所	中部森林管理局				
	愛知所	259,000			
	駒ヶ原宇連(併用区間)		46,000	11,586	
	八曾(併用区間)		93,400	1,343	
	定光寺(併用区間)		81,900	2,290	
	愛知所				
中部森林管理局	259,000				
計	518,000	221,300	15,219	754,519	
合計		2,756,000	1,205,900	296,638	4,258,538